

## 令和6年第2回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和6年6月4日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

|          |          |
|----------|----------|
| 1番 黒川理佳  | 2番 檜原浩二  |
| 3番 野口加代子 | 4番 竹内政幸  |
| 5番 原田健資  | 6番 武澤豪   |
| 7番 北上正弘  | 8番 後藤修   |
| 9番 坂東重夫  | 10番 藤本功男 |
| 11番 笠井安之 | 12番 中野厚志 |
| 13番 笠井一司 | 14番 檜原伸  |
| 15番 松村幸治 | 16番 吉田稔  |
| 17番 木村松雄 | 18番 阿部雅志 |
| 19番 原田定信 | 20番 三浦三一 |

欠席議員（なし）

会議録署名議員

|          |          |
|----------|----------|
| 12番 中野厚志 | 13番 笠井一司 |
|----------|----------|

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

|                |              |
|----------------|--------------|
| 市長 町田寿人        | 副市長 安丸学      |
| 政策監 正木孝一       | 教育長 高田稔      |
| 理事 坂東孝一        | 市民部長 森友邦明    |
| 健康福祉部長 稲井誠司    | 産業経済部長 森克彦   |
| 建設部長 高田敬二      | 水道部長 吉岡宏     |
| 教育部長 小松隆       | 危機管理局長 笠井和芳  |
| 企画総務部次長 大倉洋二   | 市民部次長 古川秀樹   |
| 健康福祉部次長 笠井孝彦   | 産業経済部次長 岡本正和 |
| 建設部次長 大石憲司     | 教育部次長 三宅剛    |
| 教育部次長 酒巻達也     | 吉野支所長 鈴田直城   |
| 土成支所長 妹尾光雄     | 阿波支所長 大塚清    |
| 農業委員会事務局長 住友勝次 | 監査事務局長 坂東明   |

水道部次長 吉 成 永 吾  
財 政 課 長 藤 井 信 良

会 計 管 理 者 清 田 美 恵 子

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 相 原 繁 喜

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務課係長 大 塚 久 史

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 行政報告

日程第 4 議案第 28 号 令和 6 年度阿波市一般会計補正予算（第 2 号）について

日程第 5 議案第 32 号 動産の取得について（消防ポンプ自動車）

日程第 6 議案第 29 号 令和 6 年度阿波市一般会計補正予算（第 3 号）について

日程第 7 議案第 30 号 阿波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

日程第 8 議案第 31 号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第 9 議案第 33 号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

日程第 10 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 11 号）について）

日程第 11 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和 5 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について）

日程第 12 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和 5 年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について）

日程第 13 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和 5 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について）

日程第 14 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和 5 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について）

- 日程第 1 5 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて  
(阿波市税条例の一部改正について)
- 日程第 1 6 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて  
(阿波市国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第 1 7 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて  
(阿波市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について)
- 日程第 1 8 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて  
(阿波市介護保険条例の一部改正について)
- 日程第 1 9 承認第 1 0 号 専決処分の承認を求めることについて  
(阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について)
- 日程第 2 0 承認第 1 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
(阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について)
- 日程第 2 1 承認第 1 2 号 専決処分の承認を求めることについて  
(阿波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について)
- 日程第 2 2 承認第 1 3 号 専決処分の承認を求めることについて  
(阿波市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について)
- 日程第 2 3 報告第 2 号 令和 5 年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 2 4 報告第 3 号 令和 5 年度阿波市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 2 5 報告第 4 号 令和 5 年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 2 6 請願第 2 号 再審法改正を求める意見書採択の請願

午前１０時００分 開会

○議長（笠井安之君） 現在の出席議員は２０名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

開会に先立ちまして、全国市議会議長会並びに四国市議会議長会から表彰を受けられました議員の方に対しまして、表彰状の伝達を行います。

事務局長がお名前を申し上げますので、演台までお越しくださいますようお願いいたします。

○議会事務局長（相原繁喜君） それでは、全国市議会議長会被表彰者のお名前を申し上げます。

一般表彰、１０年以上議員として笠井一司議員が表彰されました。

続きまして、四国市議会議長会被表彰者のお名前を申し上げます。

３年以上正副議長をされたことによります一般表彰として、同じく笠井一司議員が表彰されました。

笠井一司議員、どうぞ演台の前までお越しください。

なお、表彰状の授与につきましては、表彰状の朗読にとどめ、散会後に議員へお渡ししますのでご了承ください。

まず、全国市議会議長会表彰状の伝達を行います。

○議長（笠井安之君） 表彰状。阿波市、笠井一司殿。あなたは市議会議員として１０年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第１００回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。令和６年５月２２日、全国市議会議長会会長坊恭寿。

○議会事務局長（相原繁喜君） 続いて、四国市議会議長会表彰状の伝達を行います。

○議長（笠井安之君） 表彰状。阿波市、笠井一司殿。あなたは市議会議長、副議長として在職３年にわたってよく市政の発展に尽くされ、その功績は特に顕著なものであるので、ここに本会表彰規程により表彰します。令和６年４月３０日、四国市議会議長会会長、高知市議会議長平田文彦。（拍手）

○議会事務局長（相原繁喜君） それでは、席にお戻りください。

○議長（笠井安之君） 今回表彰されました笠井一司議員の長年のご活動に対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに、心よりお祝いを申し上げます。今後とも健康に留意され、市政発展のためますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

以上で表彰状の伝達を終わります。

ただいまから令和6年第2回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るのに先立ち、諸般の報告を申し上げます。手元に配付しております資料をご覧ください。

まず、議長会関係会議の概要をご報告申し上げます。

4月4日に、鳴門市において第168回徳島県市議会議長会定期総会が開催され、正副議長が出席いたしました。

総会では、令和5年度の会計収支決算を承認するとともに、令和6年度の予算並びに四国市議会議長会定期総会への提出議題を協議し、原案のとおり決定いたしました。

4月30日に、高知市において第86回四国市議会議長会定期総会が開催され、正副議長が出席しました。

また、5月22日に、東京国際フォーラムにおいて第100回全国市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席しました。

総会では、四国市議会議長会における部会提出議案として、本市提出の水道事業における財政措置の拡充についてを提案説明、可決され、今後の建設運輸委員会の活動に付託されました。

続いて、要望活動についてご報告申し上げます。

5月8日に、東京都内において徳島自動車道の4車線化に向けた要望活動に、議長が町田市長とともに参加しました。

続いて、組合関係についてご報告申し上げます。

3月26日に、阿北特別養護老人ホーム組合議会、阿北火葬場管理組合議会、阿北環境整備組合議会、3月27日に中央広域環境施設組合議会、3月28日に徳島中央広域連合議会に、関係議員とともに出席をいたしました。

続いて、その他といたしまして、3月8日に中学校卒業式、14日に小学校卒業式、16日にJAあわ市営農経済センター竣工式、19日に柿原放課後児童クラブ落成式、4月9日に小・中学校入学式、20日に鳴門市新庁舎開庁記念式典、22日に阿波市地域公共交通活性化協議会、5月10日に阿波市婦人団体連合会総会、12日に阿波市文化協会総会、15日に阿波市消費者協会総会、20日に四国土砂防災ネットワーク議員連盟役員会、23日に阿波市商工会通常総代会、25日に阿波市戦没者追悼式、27日に阿波市防

犯協会総会、３１日に阿波市青少年育成センター運営委員会、６月１日に阿波市障がい者スポーツ・レクリエーション大会、３日に阿波市農業再生協議会通常総会が開催され、関係議員とともに出席いたしました。

次に、監査委員から、令和６年２月から４月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書が議長宛てに提出されています。

以上の件の詳細については、関係書類を議会事務局に保管していますのでご高覧ください。

次に、受理いたしました陳情書については、既に配付のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。

次に、市長からお手元に配付のとおり、議案等の提出通知がありましたので、ご報告しておきます。

諸般の報告は以上のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### **日程第１ 会議録署名議員の指名について**

○議長（笠井安之君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、１２番中野厚志君、１３番笠井一司君の両名を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### **日程第２ 会期の決定について**

○議長（笠井安之君） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、５月２８日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

木村松雄議会運営委員長。

○議会運営委員長（木村松雄君） おはようございます。

議会運営委員会の協議の結果について報告を申し上げます。

令和６年第２回阿波市議会定例会の運営協議のため、５月２８日午前１０時から委員会室において、正副議長及び委員８名、理事者側から市長、副市長、政策監、理事ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日6月4日から6月27日までの24日間に決定いたしました。

議事日程については、既に配付をしてあります日割り表のとおり、本日は諸般の報告、行政報告、提出議案の説明を予定いたしております。

また、議案第28号、議案第32号については、先議を予定いたしております。

6月17日の本会議は、午前10時に開会いたしまして、代表質問、一般質問を予定しており、6月18日午前10時に開会し、一般質問、6月19日午前10時に開会し、一般質問、その後、議案に対しての質疑、各委員会へ付託を予定しております。

次に、6月20日午前10時から総務常任委員会、6月21日午前10時から文教厚生常任委員会、6月24日午前10時から産業建設常任委員会を予定しております。

次に、6月27日は午前10時から本会議を開会し、各常任委員会委員長の報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定しております。

次に、代表質問、一般質問質疑通告書の締切りは、明日6月5日の正午となっております。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしくお願いいたします。報告といたします。

以上でございます。

○議長（笠井安之君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から6月27日までの24日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 異議なしと認めます。よって、会期を本日から6月27日までの24日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（笠井安之君） 日程第3、行政報告を市長に求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） おはようございます。

本日は、令和6年第2回阿波市議会定例会を招集しましたところ、笠井安之議長、武澤副議長をはじめ、議員各位におかれましてはご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃は、市行政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいております。



すことに心から厚くお礼を申し上げます。

先ほど、全国市議会議長会及び四国市議会議長会から表彰の伝達を受けられました笠井一司議員におかれましては、長年のご功績に対しまして心から敬意を表するとともに、お祝いを申し上げます。今後も、市政発展と市民福祉向上にお力添えをいただき、なお一層活躍されますことをご祈念いたします。

それでは、開会に当たり、市政の重要課題等についてご報告を申し上げます。

初めに、本市、板野町、上板町の3市町で進めております中央広域環境施設組合新ごみ処理施設につきましては、建設候補地周辺の全7自治会より、建設に関する同意をいただくことができました。また、現在稼働中の中央広域環境センターでのごみ処理に伴う説明会を5月18日に土成町で、5月19日に吉野町で開催し、約60名の周辺住民の皆様にご出席をいただき、現施設の今後の運営方針などについてご説明をさせていただきました。これからも、丁寧にご説明を申し上げるとともに、新ごみ処理施設の早期着工に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、企業立地についてでございます。

かねてから誘致に向けて協議を進めてまいりました株式会社トライアルカンパニー様の新店舗につきまして、地権者様の同意を得られたことや、事業計画の素案がまとまったことから、去る4月5日、企業立地に関する連携協定を締結いたしました。株式会社トライアルカンパニー様は、全国に300を超える大型ディスカунストアを展開しており、本市土成町で新たに計画していただいております新店舗につきましても、敷地面積約2万平方メートル、建物面積約5,700平方メートルと、大変規模の大きい24時間営業の店舗となっております。また、雇用面におきましても100人程度の新規雇用が見込まれており、地域経済の活性化や市民生活の利便性向上、雇用の創出など、多方面にわたり大きな効果をもたらしてくれるものと期待をしているところです。今後、さらなる連携の強化を図り、令和8年のオープンに向け、しっかりと支援してまいります。

加えて、先月20日、本市に企業進出していただくことになりましたヴェリタス株式会社様及び今回の企業立地に向けた地元調整などにご尽力をいただきました土成西部土地改良区様との間で、企業立地及び農産物の輸出産地形成に関する協定を締結いたしました。本協定は、輸出向け園芸施設の立地を推進することにより、海外を含む販路開拓や、次代を担う人材育成、ひいては地元雇用の創出や若者の定住など、本市の10年先、20年先を見据えた持続可能なまちづくりの実現に寄与するものと考えております。今後におきま

しても、ヴェリタス株式会社様、土成西部土地改良区様と連携し、基幹産業である農業の振興とさらなる地域活性化に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、順次行政報告を申し上げます。

初めに、本市の組織機構等の見直しについてでございます。

今後、ますます厳しい財政状況が予想される中、持続可能な財政運営の実現に向けては市民の皆様との連携が不可欠であると考えており、多様化する市民ニーズを的確に把握し、市民が主役のまちづくりの実現に向け、まちづくり推進課を設置したほか、妊娠、出産、子育てまで切れ目なくサポートしてきた体制をさらに強化するため、子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点を一体化したこども家庭センターを立ち上げたところでございます。

さらに、組織体制の強化を図るため、部長級の上位職として理事職を新設するとともに、防災・減災対策の重要性を再認識し、危機管理体制の充実を図るべく、危機管理局長を部長級に格上げしました。様々な課題に対して職員の英知を集結し、創意工夫を凝らしながら、各部局が連携して効果的な事務執行に努めてまいります。

次に、今月2日、やねこじき・d e・町おこしの会と、今年度初めて阿波市まちづくりミーティングを開催し、私自身が直接、会員の皆様のご意見を伺いました。ミーティングでは、地域の活性化や市政の発展についてをテーマとして、まちづくりファシリテーターの配置など、会員の皆様からまちづくりに対する熱い思いや要望を伺うことができました。いただいたご意見を的確に市政に反映しながら、市民が主役のまちづくりの実現に向け、しっかりと取り組んでまいります。

次に、先月10日、市役所におきまして、日本フネン株式会社様と災害発生時における支援に関する協定の締結を行いました。この協定は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害を含むあらゆる災害の発生時において、本市の要請に応じ、保有する施設や資機材を提供していただける協定でございます。今後におきましても、関係機関と連携を密にし、大規模災害を想定したより具体的な協議を重ねてまいります。

次に、先月25日、アエルワにおきまして戦没者追悼式を開催しました。戦没者の御霊に対し、謹んで哀悼の誠をささげるとともに、ご冥福を心よりお祈り申し上げます。

次に、国等に対する要望活動についてご報告させていただきます。

初めに、先月8日、土成インターチェンジから吉野川サービスエリアインターチェンジ間で実施中の4車線化事業をよりスピードアップさせるなど、徳島自動車道の4車線化の

早期整備に向け、後藤田徳島県知事をはじめ、県内市町村長や笠井安之議長とともに、関係省庁などに対しまして要望活動を行ったところでございます。

次に、先月１６日、第１５６回四国市長会議が愛媛県伊予市で開催され、国への要望事項として、全国市長会議に提出する議案１０件を取りまとめました。本市から提案いたしました学校給食費の無償化について、社会資本整備への財政支援強化についての２件については、採択をされたところであります。この要望事項については、来る６月１２日に私も出席予定の全国市長会議において審議された後、重点提言として取りまとめられ、決議と併せて国会議員や関係府省等に要請する予定でございます。

次に、先月１３日、知事・市町村長会議が開催され、従来のフリーディスカッションに加え、災害対応という共通テーマでの議論が行われました。本市からは、木造住宅の耐震化促進について発言をさせていただきました。内容は、住宅耐震改修工事に対する財政措置の拡充などを提案いたしました。

最後に、先月２３日、東京の砂防会館において、全国治水砂防協会通常総会に徳島県支部長として参加いたしました。総会では、土砂、洪水氾濫をはじめとする激甚な土砂災害が頻発していることから、土砂災害から人命を守り、安心して暮らせる地域づくりを推進するため、砂防関係事業の拡充、促進についての活動、砂防に関する調査研究の実施などが盛り込まれた令和６年度事業計画を採択いたしました。国等への要望活動、政策提言につきましましては、本市の防災体制の強化や、地方創生の推進に欠かせないものとなっていることから、今後におきましても機会あるたびに積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上、ご報告を申し上げ、開会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第４ 議案第２８号 令和６年度阿波市一般会計補正予算（第２号）について**

**日程第５ 議案第３２号 動産の取得について（消防ポンプ自動車）**

○議長（笠井安之君） 日程第４、議案第２８号令和６年度阿波市一般会計補正予算（第２号）について及び日程第５、議案第３２号動産の取得について（消防ポンプ自動車）の計２件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日提案をさせていただいております議案につきまして、先議を

お願いいたしたいので、提案理由の説明を申し上げます。

議案第28号令和6年度阿波市一般会計補正予算（第2号）につきましては、追加補正予算額4億3,770万円でございます。

具体的な事業といたしましては、物価高騰による市民の負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯を支援するため、令和6年度、新たに住民税非課税等になった世帯への非課税化世帯等阿波市物価高騰対策給付金、所得税及び個人住民税の定額減税が行われることに伴い、減税し切れないと見込まれる方々への定額減税補足給付金などを予算計上しております。

次に、議案第32号動産の取得につきましては、消防ポンプ自動車の購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び阿波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本日先議をお願いいたします議案について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては、この後、理事等より説明いたしますので、十分ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております議案について補足説明を求めます。

坂東理事。

○理事（坂東孝一君） それでは、議案第28号について補足説明をさせていただきます。

議案第28号令和6年度阿波市一般会計補正予算（第2号）。

令和6年度阿波市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,770万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195億7,870万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年6月4日提出、阿波市長。

この補正予算（第2号）につきましては、エネルギー、食料品価格など物価高騰の影響が長期化する中で、速やかに生活、暮らしの支援を行うために取り組むべき事業や、戸籍

の記載事項に新たに氏名の振り仮名が追加されることなどに対応するための予算を計上しております。

それでは、歳入歳出予算について説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算といたしまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

15款2項国庫補助金4億2,642万8,000円につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

次に、19款1項基金繰入金1,127万2,000円につきましては、財政調整基金を繰り入れるものでございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費2億4,886万6,000円につきましては、定額減税をし切れないと見込まれる方へ、その差額を調整の上、給付を行う定額減税補足給付金給付事業でございます。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費90万6,000円につきましては、戸籍の記載事項に新たに氏名の振り仮名が追加されることなどに対応するための戸籍情報システム端末の増設に係る経費でございます。

次に、3款1項社会福祉費1億7,875万円につきましては、令和6年度、新たに住民税非課税等になった世帯へ1世帯当たり10万円を給付する非課税化世帯等物価高騰対策給付金事業でございます。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

3款3項児童福祉費917万8,000円につきましては、低所得の子育て世帯を支援するため、児童1人当たり5万円を給付する新たな低所得者の子育て世帯給付金事業でございます。

以上、議案第28号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局長（笠井和芳君） 議案第32号について補足説明をさせていただきます。

議案第32号動産の取得について。

消防ポンプ自動車の購入について、次のとおり売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び阿波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関す

る条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出、阿波市長。

取得する財産につきましては、消防ポンプ自動車1台、取得の方法は指名競争入札、取得価格は2,200万円、取得の相手方は徳島市津田浜之町5番5号、株式会社藤島、代表取締役藤島晴三でございます。

以上、議案第32号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笠井安之君） 以上で補足説明が終わりました。

これより議案第28号及び議案第32号についての質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第28号及び議案第32号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第28号令和6年度阿波市一般会計補正予算（第2号）についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号動産の取得について（消防ポンプ自動車）を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

- 日程第 6 議案第 29 号 令和 6 年度阿波市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 7 議案第 30 号 阿波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 31 号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 33 号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 10 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 11 号）について）
- 日程第 11 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について）
- 日程第 12 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について）
- 日程第 13 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について）
- 日程第 14 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について）
- 日程第 15 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市税条例の一部改正について）
- 日程第 16 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第 17 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）
- 日程第 18 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市介護保険条例の一部改正について）
- 日程第 19 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基

準を定める条例の一部改正について)

日程第 20 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について）

日程第 21 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について）

日程第 22 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）

日程第 23 報告第 2 号 令和 5 年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 24 報告第 3 号 令和 5 年度阿波市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 25 報告第 4 号 令和 5 年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（笠井安之君） 日程第 6、議案第 29 号令和 6 年度阿波市一般会計補正予算（第 3 号）についてから日程第 25、報告第 4 号令和 5 年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書についてまでの計 20 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日提案をさせていただきます令和 6 年第 2 回阿波市議会定例会への提出議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今定例会におきましては、予算案件 1 件、条例案件 2 件、その他案件 1 件、承認案件 13 件、報告案件 3 件の計 20 件について審議をお願いするものでございます。

最初に、議案第 29 号令和 6 年度阿波市一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、追加補正予算額 2 億 3,430 万円でございます。

主な事業といたしましては、保護者の経済的負担軽減と、児童の通学時の身体的負担軽減



減のための通学用かばん配付事業、本市の基幹産業である農業の持続的発展を目的とした取組を支援する農山漁村未来創造事業、また国の補助事業を活用した地方道整備事業や、河川の維持管理を行う護岸改良工事に係る所要額を予算計上しております。

次に、議案第30号阿波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、災害地に派遣する職員の特殊勤務手当などを新たに加えるため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第31号阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、阿波市人権施策推進審議会の設置に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第33号徳島県市町村総合事務組合規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、承認第1号から承認第13号までの13件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、その内容につきましては予算案件5件、条例案件8件で、それぞれこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

まず、承認第1号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第11号）につきましては、追加補正予算額2億8,500万円でございます。

次に、承認第2号令和5年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、減額補正予算額4,819万1,000円でございます。

次に、承認第3号令和5年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、追加補正予算額801万2,000円でございます。

次に、承認第4号令和5年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、減額補正予算額126万5,000円でございます。

次に、承認第5号令和5年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、減額補正予算額5,790万円でございます。

次に、承認第6号阿波市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、承認第7号阿波市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、承認第 8 号阿波市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、承認第 9 号阿波市介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法施行令の改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、承認第 10 号阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、承認第 11 号阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正、承認第 12 号阿波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正、承認第 13 号阿波市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の専決処分 4 件につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、報告第 2 号令和 5 年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、繰越事業 23 事業で、繰越額合計は 9 億 1, 292 万 3, 000 円となっております。

主な事業といたしましては、県の補助事業として、強い農業づくり総合支援交付金事業 1 億 5, 990 万円、国の補助事業として地方道整備事業 1 億 5, 598 万 3, 000 円でございます。

次に、報告第 3 号令和 5 年度阿波市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、一条西地区維持管理適正化計画策定事業など繰越事業は 3 事業で、繰越額合計は 1, 142 万 3, 000 円となっております。

次に、報告第 4 号令和 5 年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書につきましては、老朽管布設替等事業など繰越事業は 3 事業で、繰越額合計は 4 億 9, 480 万 6, 000 円となっております。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては、この後、理事等から説明をさせていただきますので、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

坂東理事。

○理事（坂東孝一君） それでは、今議会に提出をさせていただいております議案第29号及び議案第30号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第29号令和6年度阿波市一般会計補正予算（第3号）。

令和6年度阿波市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,430万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198億1,300万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和6年6月4日提出、阿波市長。

この補正予算（第3号）につきましては、当初予算成立後の事情変更によるものや、国、県から交付決定の内示をいただいた事業などを予算計上しております。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為につきましては、令和7年度から令和9年度までの通学用かばん配付事業に、限度額として941万4,000円をお願いするものでございます。

次に、第3表地方債補正につきましては、土木債の道路橋りょう債、河川債及び教育債の学校教育施設等整備事業債の限度額の変更でございます。補正後の限度額総額は11億4,290万円でございます。

それでは、歳入歳出予算について説明をさせていただきます。

まず、歳入予算といたしまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

15款2項国庫補助金3,508万2,000円につきましては、主に橋梁点検や補修事業に係る道路メンテナンス事業費補助金でございます。

次に、16款2項県補助金2,917万8,000円につきましては、農山漁村未来創造事業補助金でございます。

次に、19款1項基金繰入金6,144万円につきましては、主に財政調整基金を繰り入れるものでございます。

次に、22款1項市債1億860万円につきましては、主に過疎対策事業債や緊急自然

災害防止対策事業債でございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

6款1項農業費3,022万2,000円につきましては、農業用施設などの整備や販売促進を支援する農山漁村未来創造事業補助金でございます。

次に、8款2項道路橋りょう費1億4,730万円につきましては、国の内示による地方道整備事業費でございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。

8款3項河川費4,600万円につきましては、河川の護岸改良工事に係る河川改良費でございます。

最後に、22ページをお願いいたします。

この調書は、4ページの地方債補正の変更にに基づき調製をしたもので、表の右下、当該年度末現在高見込額の合計額は169億9,617万7,000円でございます。

以上、議案第29号の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第30号阿波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。

阿波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月4日提出、阿波市長。

この条例につきましては、災害時に派遣する職員の特殊勤務手当及び特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための感染症病防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例を新たに加えるため、条例の一部を改正するものです。

改正内容についてでございますが、災害時に派遣する職員の特殊勤務手当につきましては、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された市外の地方公共団体の区域内において、災害応急対策、災害復旧等の支援業務に従事した場合、1日につき1,080円を支給するものです。

次に、特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための感染症病防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例につきましては、特定新型インフルエンザ等から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事した場合、1日につき1,500円、緊急に行われた措置に係る業務であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円を超えない範囲内において、それぞれの業務に応じて市長が定める額を支給するものです。

施行日につきましては、公布の日から施行し、改正後の阿波市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用するものでございます。

以上、議案第29号及び議案第30号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 森友市民部長。

○市民部長（森友邦明君） 続きまして、議案第31号について補足説明をさせていただきます。

議案第31号阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月4日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、阿波市人権尊重まちづくり条例に基づき、阿波市人権施策推進審議会を設置するため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、別表中、部落差別撤廃・人権擁護に関する審議会を阿波市人権施策推進審議会に改めるものでございます。

施行日は公布日の日でございます。

以上、議案第31号について補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） それでは、議案第33号及び承認第1号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第33号徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、徳島県市町村総合事務組合同規約の変更に関して、次のとおり関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出、阿波市長。

徳島県市町村総合事務組合同規約の変更につきましては、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して森林環境税が課税されることから、徳島県市町村総合事務組合に属する徳島滞納整理機構において、森林環境税を徴収できるよう規約の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、第3条第21号中、個人県民税の次に、並びに森林環境税及

び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境税を加えるものです。

施行日は令和7年4月1日でございます。

以上、議案第33号の補足説明とさせていただきます。

次に、承認第1号について補足説明をさせていただきます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度阿波市一般会計補正予算（第11号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第1号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第11号）。

令和5年度阿波市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,330万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和6年3月29日専決、阿波市長。

今回の補正予算（第11号）につきましては、歳入面では地方交付税や国県支出金などの確定に伴う補正を行い、歳出面では事業費確定の見込みがついたことから、不用額についての減額補正と財政調整基金等への積立てを行うなど、令和5年度決算を見越し、予算の最終調整を講じたものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正につきましては、物価高騰対応支援補助金を追加し、スマートIC整備事業など12事業について変更をお願いするものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

第3表地方債補正の変更でございます。

土木債などの限度額の変更で、補正後の限度額総額は15億5,390万円でございます。

それでは、歳入歳出予算について説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算といたしまして、16ページ、17ページをお願いいたします。

7款1項地方消費税交付金1億1,978万7,000円の追加につきましては、交付金が確定したことによるものでございます。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。

11款1項地方交付税5億2,498万7,000円の追加につきましては、特別交付税が確定したことによるものでございます。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。

15款1項国庫負担金6,017万3,000円の減額につきましては、主に生活保護費負担金や、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の減額でございます。

次に、26ページ、27ページをお願いいたします。

19款1項基金繰入金2億18万2,000円の減額につきましては、主に減債基金の繰入れを取りやめたものでございます。

次に、30ページ、31ページをお願いいたします。

22款1項市債6,470万円の減額につきましては、主に道路新設改良事業などの緊急自然災害防止対策事業債や、小倉高区配水池中継ポンプ施設整備事業などの合併特例債でございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

34ページ、35ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費6,387万円の減額につきましては、主に阿波地域交流センター駐車場整備事業や、庁舎、アエルワなど光熱水費の実績見込みによるものでございます。

次に、38ページ、39ページをお願いいたします。

3款1項社会福祉費7,333万円の減額につきましては、主に物価高騰対策給付金事業や、国民健康保険特別会計への繰出金の実績見込みによるものでございます。

次に、3款2項老人福祉費4,732万9,000円の減額につきましては、主に介護保険特別会計への繰出金や、老人保護措置費の実績見込みによるものでございます。

次に、40ページ、41ページをお願いいたします。

3款3項児童福祉費7,553万円の減額につきましては、主に柿原放課後児童クラブ整備事業や、私立認定こども園の運営負担金である施設型給付費の実績見込みによるものでございます。

次に、４２ページ、４３ページをお願いいたします。

４款１項保健衛生費８，３７４万円の減額につきましては、主に新型コロナワクチン接種対策事業費の実績見込みによるものでございます。

次に、６０ページ、６１ページをお願いいたします。

１３款２項基金費８億２，５１６万５，０００円の追加につきましては、情報システム施設整備基金や、公共施設等総合管理基金などの積立てをお願いするものでございます。

最後に、６３ページをお願いいたします。

この調書は、７ページの地方債補正の変更に基づき調製したもので、表の右下、当該年度末現在高見込額の合計額は１８０億７，４７１万１，０００円でございます。

以上、議案第３３号及び承認第１号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 森友市民部長。

○市民部長（森友邦明君） 続きまして、承認第２号から承認第４号について一括して補足説明をさせていただきます。

最初に、承認第２号をお願いいたします。

承認第２号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和５年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和６年６月４日提出、阿波市長。

予算書の１ページをお願いいたします。

専決第２号令和５年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４，８１９万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４４億９，９９２万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

令和６年３月２９日専決、阿波市長。

今回の補正予算（第３号）につきましては、歳入で税収入の実績見込みや交付金等の確定に伴う補正を行ったものでございます。



それでは、歳入予算の主なものについて説明させていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税3,907万円の減額につきましては、医療給付分と後期高齢者支援分などの現年課税分の実績見込みによるものでございます。

次に、その下、4款1項県負担金・補助金851万1,000円の減額につきましては、保険給付費等交付金の普通交付金と特別交付金の実績見込みにより増減額の調整を行ったものでございます。

次に、その下、7款1項一般会計繰入金1,122万6,000円の減額につきましては、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分や、保険者支援分等の額の確定及び実績見込みにより増減額の調整を行ったものでございます。

次に、歳出予算について説明させていただきます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

主なものといたしまして、2款1項療養諸費4,000万円の減額につきましては、一般被保険者療養給付費の実績見込みによるものでございます。

以上、承認第2号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、承認第3号をお願いいたします。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第3号令和5年度阿波市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ801万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,895万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年3月29日専決、阿波市長。

今回の補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出とも額の確定などにより増減額の

調整を講じたものでございます。

それでは、歳入予算の主なものについて説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

4款1項一般会計繰入金327万7,000円の減額につきましては、保険基盤安定繰入金の額が確定したことによるものでございます。

次に、その下、5款1項繰越金1,044万6,000円の増額につきましては、前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

次に、歳出予算について説明させていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金801万2,000円の増額につきましては、徳島県の後期高齢者医療広域連合への負担金の額の確定によるものでございます。

以上、承認第3号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、承認第4号をお願いいたします。

承認第4号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第4号令和5年度阿波市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ126万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年3月29日専決、阿波市長。

それでは、歳入予算の主なものについて説明させていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款1項県補助金120万円の減額につきましては、特定助成金事業補助金の額の確定によるものでございます。

次に、歳出予算について説明させていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1款1項償還事務費151万5,000円の減額につきましては、償還事務に係る弁護士業務委託料の実績見込みによるものでございます。

次に、その下、3款1項繰出金25万円の増額につきましては、住宅新築資金等貸付金の元利収入などの実績により一般会計の繰り出しを行うものでございます。

以上、承認第2号から承認第4号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） それでは、承認第5号について補足説明をさせていただきます。

承認第5号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出、阿波市長。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

専決第5号令和5年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,790万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億6,620万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年3月29日専決、阿波市長。

今回の補正予算（第3号）につきましては、年度末に至り、歳入面では国庫支出金や支払基金交付金等の交付額の確定に伴う補正を行い、歳出面では実績見込額により、人件費や給付費等の不用額を減額したものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについてご説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

初めに、歳入予算の主なものとしまして、左側のページ、上から3行目、3款国庫

支出金、１項１目介護給付費負担金が補正額６４８万７，０００円の減額、続いて中段の４款支払基金交付金、１項１目介護給付費交付金が補正額１，７７２万８，０００円の減額、続いて下から２行目の５款県支出金、１項１目介護給付費負担金、補正額９０３万２，０００円の減額につきましては、いずれも現年度分介護給付費の確定によるものでございます。

次に、１２、１３ページをお願いいたします。

８款繰入金、１項４目その他一般会計繰入金、補正額１，４３５万８，０００円の減額につきましては、主に人件費等の実績見込みにより減額するものでございます。

次に、歳出予算の主なものについてご説明させていただきます。

１４、１５ページをお願いいたします。

左側のページ、上から３行目、１款総務費、１項１目一般管理費が補正額１，１３９万７，０００円の減額で、主に職員人件費の実績見込みによるものでございます。

続いて、左側のページ、中段から下、２款保険給付費、１項介護サービス等諸費が補正額２，８７０万円の減額で、主な要因といたしましては、その下、１目居宅介護サービス給付費、補正額５００万円の減額や、３目地域密着型介護サービス給付費、補正額１，５００万円の減額などによるもので、いずれも実績見込みにより減額をするものでございます。

以上、承認第５号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（笠井安之君） 森友市民部長。

○市民部長（森友邦明君） 続きまして、承認第６号から承認第８号まで一括して補足説明をさせていただきます。

最初に、承認第６号をお願いいたします。

承認第６号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第１７９条の第１項の規定により、阿波市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和６年６月４日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としましては、デフレ脱却のための一時的な措置として、納税義務者、控

除対象配偶者及び扶養親族1人につき、令和6年度分個人住民税1万円の減税を実施するものでございます。

施行日は令和6年4月1日でございます。

続きまして、承認第7号をお願いいたします。

承認第7号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容の1点目としましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げます。

次に、2点目としましては、低所得者層に対する軽減措置として、対象世帯に係る軽減判定所得を、5割軽減に対象となる世帯は29万円から29万5,000円、2割軽減の対象となる世帯は53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ引き上げます。

施行日は令和6年4月1日でございます。

続きまして、承認第8号をお願いいたします。

承認第8号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としましては、過疎地域における事業用設備を取得した事業者に対する固定資産税に係る課税免除の減収補填措置を、令和9年3月31日まで3年間延長するものでございます。

施行日は令和6年4月1日でございます。

以上、承認第6号から承認第8号まで補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご

賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 承認第9号から承認第13号について一括して補足説明をさせていただきます。

承認第9号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出、阿波市長。

本条例の改正につきましては、介護保険法施行令の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、賦課期日後において第1号被保険者資格を取得、喪失、または生活保護受給を開始した場合に、介護保険料の月割りによる算定を行う際、月割りの端数を100円未満切捨てとしていたものを10円未満切捨てに改めるものでございます。

施行日につきましては、令和6年4月1日でございます。

以上、承認第9号についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、承認第10号から承認第13号までの4件の改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、各条例に関係する基準が改正されたことから、条例の一部を改正するものでございます。

初めに、承認第10号をお願いいたします。

承認第10号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出、阿波市長。

主な改正内容につきましては、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、適正化のための措置や利用者等の生命、または身体を保護するため、緊急時やむを得ず身体的拘束等を行う場合の記録を義務づけるなど、所要の改正を行うものでございます。

施行日につきましては、令和6年4月1日でございます。

以上、承認第10号についての補足説明とさせていただきます。

次に、承認第 11 号をお願いいたします。

承認第 11 号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出、阿波市長。

主な改正内容につきましては、事業所内での書面掲示を求めている事業者の運営規程の概要等重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結できるよう、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけるなど、所要の改正を行うものでございます。

施行日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日でございます。

以上、承認第 11 号についての補足説明とさせていただきます。

次に、承認第 12 号をお願いいたします。

承認第 12 号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、阿波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出、阿波市長。

主な改正内容につきましては、人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、一定の要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とするなど、所要の改正を行うものでございます。

施行日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日でございます。

以上、承認第 12 号についての補足説明とさせていただきます。

次に、承認第 13 号をお願いいたします。

承認第 13 号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、阿波市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出、阿波市長。

主な改正内容といたしまして、基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに必要となる介護支援専門員の人員基準について見直しを行うなど、所要の改正を行うものでございます。

施行日につきましては、令和6年4月1日でございます。

以上、承認第9号から承認第13号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） それでは、報告第2号について補足説明をさせていただきます。

報告第2号令和5年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年6月4日提出、阿波市長。

次のページの計算書をご覧ください。

令和5年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、繰越事業23事業で、翌年度繰越額の合計額は9億1,292万3,000円でございます。

主な財源の内訳につきましては、国県支出金4億7,095万3,000円、地方債3億2,590万円、一般財源9,715万5,000円でございます。

主な事業内容といたしましては、強い農業づくり総合支援交付金事業1億5,990万円や、地方道整備事業1億5,598万3,000円でございます。地域インフラの整備や住民福祉を充実させ、市民生活の向上を図るため、これら事業の早期竣工に努めてまいります。

以上、報告第2号の補足説明とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉岡水道部長。

○水道部長（吉岡 宏君） それでは、報告第3号及び報告第4号について補足説明をさせていただきます。

初めに、報告第3号令和5年度阿波市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年6月4日提出、阿波市長。

右のページの計算書をご覧ください。



令和５年度阿波市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、繰越事業３事業で、翌年度繰越額の合計は１，１４２万３，０００円でございます。

財源の内訳につきましては、国県支出金５５０万円、特定財源５９２万３，０００円でございます。

国の補助事業といたしましては、事業名１行目、一条西地区維持管理適正化計画策定事業５５７万６，０００円、そのほかといたしましては柿原東地区真空弁ユニット設置事業４８１万９，０００円などでございます。

主な繰越理由につきましては、機器類が受注生産であり、年度内の調達が困難なため繰越しを行うものでございます。

以上、報告第３号の補足説明とさせていただきます。

次に、報告第４号令和５年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書について。

地方公営企業法第２６条第３項の規定により、次のとおり報告する。

令和６年６月４日提出、阿波市長。

右のページの計算書をご覧ください。

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額につきましては、繰越事業３事業で、翌年度繰越額の合計は４億９，４８０万６，０００円でございます。

財源の内訳につきましては、出資金１億１，４６０万円、企業債１億１，８５０万円、当年度損益勘定留保資金２億６，１７０万６，０００円でございます。

主な事業といたしましては、１款資本的支出、１項建設改良費、事業名の２行目、基本計画に基づく事業・老朽管布設替等事業（工事請負費）、予算計上額１０億２，３５５万３，０００円のうち、支払義務発生額を除いた４億７，０７３万５，０００円を繰り越すものでございます。

次に、３行目、加圧ポンプ等購入事業（機械設備費）、予算計上額２，３００万円のうち、支払義務発生額を除いた１，４３１万２，０００円を繰り越すものでございます。

安全で強靱な水道の構築を図るため、水道事業の早期竣工に努めてまいります。

以上、報告第３号及び報告第４号の補足説明とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 以上で説明は終わりました。

~~~~~

## 日程第２６ 請願第２号 再審法改正を求める意見書採択の請願

○議長（笠井安之君） 次に、日程第２６、請願第２号再審法改正を求める意見書採択の

請願を議題といたします。

紹介議員であります松村幸治議員に説明を求めます。

松村幸治君。

○15番（松村幸治君） それでは、請願第2号再審法改正を求める意見書採択の請願について、紹介議員として説明をさせていただきます。

罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受ける、このような犯していない犯罪で有罪とされる冤罪に対し、冤罪被害者を救済するための制度が再審であり、その手続を定めた法律のことを再審法と呼んでいます。しかし、現行法には、再審請求手続の審理に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。

このように、再審のルールが存在しないことから、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理の在り方に大きなばらつきが生じております。これでは適正、公平な裁判とは言えません。その中でも、とりわけて大きな問題となっているのが証拠開示の問題と、再審開始決定に対する検察官による不服申立てです。これにより、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられています。冤罪被害者の中には、冤罪を晴らすことができないまま亡くなった方や、相当の高齢となっている方もいます。冤罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法改正にはもはや時間の猶予はありません。再審法を速やかに改正すべく、阿波市議会において、国に対し、再審法改正を求める意見書を提出いただくよう請願する次第です。

請願事項は、1、再審において検察手持ち証拠を全面開示すること、2、再審開始決定に対する検察の不服申立て、上訴を禁止すること。

以上でございます。

以上、ご審議いただきまして、採択されますようお願い申し上げます。

○議長（笠井安之君） 説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第2号については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

今回は、6月17日の午前10時より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時37分 散会